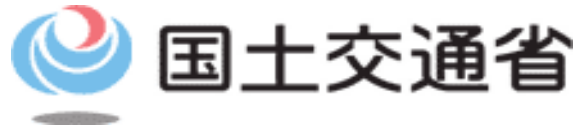


建設業の人材確保・育成に向けて（令和4年度予算案の概要）

- 建設業の技能者の約3分の1は55歳以上となっており、**他産業と比べて高齢化が進行している**。建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。**特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、働き方改革を更に促進し、魅力ある職場環境を整備することにより、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが重要である。**
- **国土交通省・厚生労働省は、業界団体が技能者の処遇改善や技能の研鑽を目指し推進する「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の普及促進など、引き続き、両省で連携して建設業の人材の確保・育成に向けた取組を進めていくこととしており、令和4年度予算（案）において所要の措置を講じる。**



建設産業の健全な発展を図る観点から、建設業者団体や企業と連携し、就労環境の整備や人材確保・育成に向けた取組、建設工事請負契約の適正化等を実施

連携

CCUSの普及促進に向けた取組

- 業界等と連携した普及促進（国交省）
建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージの推進
- 建設関係助成金による支援（厚労省）
CCUSの普及促進に資する新規コースの新設
- CCUSの普及啓発等（国交省、厚労省）
ハローワーク利用者等に対する周知など



建設労働者の確保や雇用の安定を図る観点から、建設業者団体や企業が人材確保・育成等に取り組む際の助成金の支給やハローワークにおいて就職支援を実施

魅力ある職場づくり

技能者の処遇を改善し
安心して働けるための環境整備

人材確保

建設業への入職や定着を促すため、建設業の魅力の向上やきめ細かな取組を実施

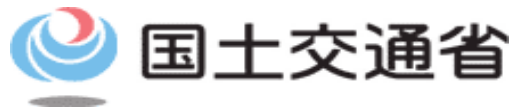
人材育成

若年技能者等を育成するための環境整備

建設業の人材確保・育成をサポート

建設事業者

国土交通省と厚生労働省の令和4年度予算案の概要



※◆は建設業に特化した支援

人材確保

◆ 建設産業の働き方改革の実現	135百万円	◆ 建設事業主等に対する助成金による支援	68.4億円
◆ 建設キャリアアップシステム普及・活用等を通じた建設技能者の処遇改善	181百万円	◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援	44.4億円
建設キャリアアップシステムを活用した建設産業における女性の定着促進支援 社会保険加入の徹底・定着		◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援	18百万円

人材育成

◆ 地域建設産業の生産性向上及び持続性の確保	11百万円	◆ 中小建設事業主等への支援	5.2億円
◆ 建設産業の働き方改革の実現 (再掲)	135百万円	◆ 建設分野におけるハロートレーニング (職業訓練) の実施	1.2億円
◆ 建設キャリアアップシステムの普及・活用等を通じた建設技能者の処遇改善 (再掲)	181百万円	◇ ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導	19.7億円
◇ 大工技能者等の担い手確保・育成支援		◇ 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援	26.0億円
	500百万円の内数	◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲)	68.4億円

魅力ある職場づくりの推進

◆ 建設職人の安全・健康の確保の推進	9百万円	◇ 働き方改革推進支援助成金による支援	66.0億円
◆ 建設産業の働き方改革の実現 (再掲)	135百万円	◇ 働き方改革推進支援センターによる支援	43.8億円
適正な工期設定・施工時期の平準化等による働き方改革の推進 建設技術者の働き方改革の推進		◆ 雇用管理責任者等に対する研修の実施	82百万円
◆ 建設キャリアアップシステム普及・活用等を通じた建設技能者の処遇改善 (再掲)	181百万円	◆ 「つなぐ」化事業の実施	28百万円
◆ 建設業許可等の電子申請化に向けた環境整備	300百万円	◆ 建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業	1.1億円
建設業許可等の電子申請システムの試行及び運用システムの機能拡充		◆ 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施	96百万円
		◇ 労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施	30百万円
		◆ 建設業における墜落・転落災害等防止対策推進事業	87百万円
		◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲)	68.4億円

※◆は建設業に特化した支援 ※()内は令和3年度当初予算額

人材確保

◆ 建設産業の働き方改革の実現

135百万円 (127百万円)

○ 適正な工期設定・施工時期の平準化等による働き方改革の推進【継続】

- ・令和6年から、建設業についても罰則付き時間外労働上限規制が適用されることから、働き方改革及び生産性向上等の実現のため、以下の施策を実施。
 - ・建設業の週休2日の確保状況等について実態調査をし、好事例集の作成等を通じ、横展開を推進。
 - ・全地方公共団体の入札契約適正化の取組状況を調査・公表し、「平準化統一フォーマット」の普及・「平準化カルテ」の整備を図るとともに、個別団体への改善支援及び進捗状況・取組の「見える化」等を通じた施工時期の平準化等を推進。等

○ 建設技術者の働き方改革の推進【継続】

- ・建設技術者の長時間労働の是正及び生産性向上のため、改正建設業法等を踏まえ、以下の施策を実施。
- ・建設現場におけるICT技術の活用状況及び今後の活用推進を踏まえた技術者制度の見直しに向け、建設業界の実態調査を行うとともに、見直しに向けた方策の検討及び実現に向けた課題整理 等

◆ 建設キャリアアップシステム普及・活用等を通じた建設技能者の処遇の改善

33百万円 (45百万円)

○ 建設キャリアアップシステムを活用した建設業の働き方改革の推進【新規】

※上記に加え、令和3年度第一次補正予算 148百万円

- ・建設業においては令和6年4月1日から罰則付き時間外労働規制が適用されるなか、建設キャリアアップシステムに技能労働者の労働状況の確認機能を実装し、公共発注者や使用者等が活用することで、週休2日を推進し、地域の守り手である建設業の処遇改善を進め、将来の担い手確保を図る。

○ 建設キャリアアップシステムを活用した建設産業における女性の定着促進支援【拡充】

- ・「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」(令和2年1月に国土交通省及び業界団体等が共同で策定)に基づき、建設技能者が就業履歴の蓄積により技能と経験に応じた適正な評価と待遇を受けることができる仕組みである建設キャリアアップシステムを活用し、建設業における女性の入職及び定着を促進する取組を行う。

○ 社会保険加入の徹底・定着【継続】

- ・社会保険未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みとする建設業法施行を受け、法定福利費を適正に行き渡らせるための施策と労働者単位での社会保険加入の徹底・確認強化を図るため、建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会(関係省庁、業界団体等で構成)の開催、法定福利費の更なる見える化の推進や法定福利費等の支払い状況実態調査の実施、社保加入要件化に伴う一人親方化の実態把握、偽装請負防止に必要な取組を実施。

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和3年度当初予算額

人材育成

- ◆ 地域建設産業の生産性向上及び持続性の確保【継続】 11百万円 (11百万円)
 - ・中小・中堅建設企業の生産性向上は必要不可欠であるが、個社レベルでは投資資金・人材に限られており、またノウハウが十分に蓄積されておらず、取組が進捗していない。そのため、技術革新への対応や企業活動の継続促進に関する相談支援等を行うことで、地域における中小・中堅建設企業の生産性向上と持続性確保を推し進めるとともに、新型コロナを契機としたデジタル化に向けた普及啓発を通じて、建設業におけるDXを促進。

- ◆ 建設産業の働き方改革の実現(再掲) 135百万円 (127百万円)

- ◆ 建設キャリアアップシステム普及・活用等を通じた建設技能者の処遇の改善(再掲) 33百万円 (45百万円)
※上記に加え、令和3年度第一次補正予算 148百万円

- ◇ 大工技能者等の担い手確保・育成支援 500百万円の内数 (500百万円の内数)
 - ・木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅や非住宅・中高層の木造建築物の生産体制の強化を図るため、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

※◆は建設業に特化した支援
※()内は令和3年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

◆ 建設職人の安全・健康の確保の推進【継続】

9百万円(11百万円)

- ・建設工事の現場での災害により、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体で年間約400人もの尊い命が失われている。このような状況の中、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)」に基づく基本計画(平成29年6月9日閣議決定)が策定され必要な施策を展開しているところである。
- ・建設現場における安全衛生対策の着実な実施に向け、安全衛生経費が着実に支払われる仕組みの構築、安全衛生経費の重要性や必要性を普及させるための広報等、安全衛生対策を全国に展開していく取り組みを引き続き実施し、建設職人の安全・健康の確保の推進を図る。

◆ 建設業の働き方改革の実現(再掲)

135百万円 (127百万円)

◆ 建設キャリアアップシステム普及・活用等を通じた建設技能者の処遇の改善(再掲) 33百万円 (45百万円)

※上記に加え、令和3年度第一次補正予算 148百万円

◆ 建設業許可の申請手続等の電子化に向けた環境整備(デジタル庁一括計上経費)

300百万円(令和3年度第一次補正) (10百万円)

○ 建設業許可等の電子申請システムの試行及び運用

- ・建設業許可等の申請手続きを合理化するために電子申請システムを構築し、令和4年中に試行、令和5年1月より運用を開始する。

○ システムの機能拡充

- ・民間事業者団体が保有する情報を活用することにより、建設業許可等の申請時に添付が必要な資格情報等の確認資料を省略する仕組みや、公衆の閲覧に供する必要がある許可関係資料について、インターネット上で閲覧可能とする仕組みを構築する。

人材確保

※◆は建設業に特化した支援
()内は令和3年度当初予算額

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援【一部新規】 68.4億円(60.9億円)

- ・ 雇用管理改善や人材育成に取り組む中小建設事業主等に経費や賃金の一部を助成する。助成目的別に人材確保等支援助成金、人材開発支援助成金及びトライアル雇用助成金がある。
- ・ 人材確保等支援助成金において、建設キャリアアップシステム等普及促進コース(仮称)を新設し、建設事業主団体が実施するCCUS技能者登録料等の補助やCCUS登録等に係る申請手続支援、就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等に対し支援する。
- ・ 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)について、建設キャリアアップカード登録者については賃金助成額を1.1倍にする。(令和4年度まで延長)。

◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援【拡充】 44.4億円(45.0億円)

- ・ 医療・福祉、建設、警備、運輸などの雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、関係機関等と連携した人材確保支援を実施する。
- ・ 「人材確保対策コーナー」においては、求人者への求人充足に向けた助言・指導、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、関係機関、業界団体等との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等を開催する。
- ・ 「人材確保対策コーナー」を中心に、ハローワーク利用者に対してCCUS制度を周知するとともに、建設業の就職を希望する求職者に対してCCUS登録済み建設事業主の求人情報を提供し、応募を勧奨する。

◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援【継続】 18百万円(18百万円)

- ・ 建設等も含めた多様な業種に関しての職業理解を進めるため、業界団体や地元企業による高校内企業説明会等を実施する。

※◆は建設業に特化した支援
()内は令和3年度当初予算額

人材育成

- ◆ **中小建設事業主等への支援【継続】** 5.2億円 (5.7億円)
 - ・ 建設労働者育成支援事業・・・離転職者、新卒者、学卒未就職者等を対象とした、訓練カリキュラムの策定、訓練生募集、職業訓練の実施、就職支援をパッケージで業界団体が行う事業を実施する。
 - ・ 認定職業訓練・・・認定職業訓練及び広域団体認定訓練に要する経費について補助を実施する。

- ◆ **建設分野におけるハロートレーニング(職業訓練)の実施【継続】** 1.2億円 (1.2億円)
 - ・ 建設機械等の運転技能だけでなく、パソコンスキル講習等と組み合わせたハロートレーニング(職業訓練)を引き続き実施する。
 - ・ 建設分野の職業訓練受講者に対するリーフレットを活用したCCUS制度の周知を実施する。

- ◇ **ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導【継続】** 19.7億円 (27.6億円)
 - ・ ものづくりマイスターを中小企業等に派遣し、若年技能者への実技指導を実施する。
 - ・ 資格取得を促進し、賃金アップにつながる取組を進める中小企業等に対して実技指導を強化する。

- ◇ **短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援【継続】** 26.0億円 (27.5億円)
 - ・ 就職氷河期世代の方向けに創設した「短期資格等習得コース」において、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。

- ◆ **建設事業主等に対する助成金による支援【一部新規】 (再掲)** 68.4億円 (60.9億円)

※◆は建設業に特化した支援
()内は令和3年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

◇働き方改革推進支援助成金による支援【継続】

66.0億円 (65.4億円)

- ・ 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。

◇働き方改革推進支援センターによる支援【一部新規】

43.8億円 (66.8億円)

- ・ 中小企業・小規模事業者等においても、働き方改革を着実に実施する必要があることから、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家による働き方改革全般に関する窓口相談や企業訪問コンサルティングの実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施等を行う。また、全国センターにおいて、働き方改革全般に係る先進的な取組事例の収集や周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

◆雇用管理責任者等に対する研修の実施【継続】

82百万円 (1.0億円)

- ・ 雇用管理に関する基礎的な知識を習得する「基礎講習」に加え、若年者の職場定着を高めるため、熟練労働者と若年労働者とが円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法等を学ぶ「コミュニケーションスキル等向上コース」を建設業の雇用管理責任者に対して実施する。

◆「つなぐ化」事業の実施【継続】

28百万円 (30百万円)

- ・ 若年者の建設業に対する理解や定着促進を図るため、高等学校(工業科、普通科)や高等専門学校の先生・生徒と建設業界がつながる機会として、出前授業や現場見学会等を実施する。

※◆は建設業に特化した支援
()内は令和3年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

- ◆ **建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業【拡充】** **1.1億円 (81百万円)**
 - ・ 労災保険に特別加入している一人親方等に対する安全衛生教育、一人親方等が入場している工事現場への巡回指導を実施する。

- ◆ **中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施【継続】** **96百万円(96百万円)**
 - ・ 安全衛生管理能力の向上のための集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等を実施する。

- ◇ **労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施【継続】** **30百万円 (30百万円)**
 - ・ 関係機関や関係団体を通じた一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報を実施する。

- ◆ **建設業における墜落・転落災害等防止対策推進事業【一部新規】** **87百万円 (93百万円)**
 - ・ 足場からの墜落・転落災害の防止対策の充実強化のための専門家による診断の実施、診断結果に基づく現場に対する指導・支援等を実施する。

- ◆ **建設事業主等に対する助成金による支援【一部新規】 (再掲)** **68.4億円 (60.9億円)**